

# 新型コロナウイルス感染症（疑い）患者等に対する診療報酬算定例（主な項目）と医療提供事業交付金について

(令和4年5月13日更新版)  
下線部分の記載を追加・更新

疑い患者

陰性 又は 当日結果が判明しない場合

検査

その場で陽性判明の場合

項目	点数	備考	区分
初診料	288	再診は73点	保険診療
院内トリアージ実施料	300		
二類感染症患者入院診療加算	250	(※1)	
鼻腔・咽頭拭い液採取料	25	唾液検体の場合は算定しない	
処方箋料（処方料と薬剤料）			公費Ⅰ
検査料		検査方法による 包括算定する場合も別算定可能（※6）	
判断料		検査方法による	

項目	点数	備考	区分
初診料	288	再診は73点	保険診療
院内トリアージ実施料	300		
二類感染症患者入院診療加算	250	(※1)	
鼻腔・咽頭拭い液採取料	25	唾液検体の場合は算定しない	公費Ⅰ
検査料		検査方法による 包括算定する場合も別算定可能（※6）	
判断料		検査方法による	公費Ⅱ (※2)
救急医療管理加算	950	投薬等がある場合に限る。 (※3)	
処方箋料（処方料と薬剤料）			

後日、陽性が判明した場合

療養（宿泊施設・自宅）へ

陽性患者

電話等診療

外来診療

往診

項目	点数	備考	区分
初診料	288	再診は73点	公費Ⅱ
往診料	720		
緊急往診加算	325 ～ 850		
院内トリアージ実施料	300		
救急医療管理加算 (ロナプリーブ投与なし)	2,850	ロナプリーブ 投与の場合は 4,750点	
処方箋料 (処方料と薬 剤料)			



医療提供事業交付金 (※5)	15,000円	県へ報告申請 が必要	交付金
-------------------	---------	---------------	-----

項目	点数	備考	区分
初診料(※7)	251	再診は73点	公費Ⅱ
	214		
電話等による診療 (新 型コロナウイルス感染 症臨時的取扱)	147	(※4)	
二類感染症患者入院診 療加算	250		
処方箋料 (処方料と薬 剤料)			



医療提供事業交付金 (※5)	3,000円	県へ報告申請 が必要	交付金
-------------------	--------	---------------	-----

項目	点数	備考	区分
初診料	288	再診は73点	公費Ⅱ
院内トリアージ実施料	300		
救急医療管理加算 (ロナプリーブ投与なし)	950	ロナプリーブ 投与の場合は 2,850点	
処方箋料 (処方料と薬 剤料)			

- ◎公費については、保険診療における自己負担額が公費負担となります。
- 公費Ⅰの公費負担番号：岐阜県（岐阜市を除く）「28210508」、岐阜市「28211506」
- 公費Ⅱの公費負担番号：岐阜県「28210607」
- 公費負担医療の受給者番号（統一）「9999996」（7桁）
- ◎令和4年度診療報酬改定において、救急医療管理加算1は950点から1,050点に改正されたが、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおいては、改定後も、旧点数（950点）を基準として算定する。
- ※1 診療・検査医療機関（自治体HPで公表している医療機関）（令和4年7月31日まで）
- ※2 R4.2.19からは、陽性判定の日から公費負担。（R4.2.18以前は、陽性当日は保険診療で翌日から公費負担とされていた。）
- ※3 新型コロナウイルス感染症に係る投薬、胸部レントゲン撮影や経皮的動脈血酸素飽和度測定などの検査等、医師が診療を行ったと判断した場合に算定できる。（カルテ記載要）（但し経皮的動脈血酸素飽和度測定は算定要件を満たさなければ保険請求は不可）
- ※4 令和4年5月1日から同年7月31日までの間、重症化リスクの高い者に対し、診療・検査医療機関として公表されている保険医療機関の医師が電話・情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、当該患者に対して主として診療を行っている医師が属する1つの医療機関において、1日につき1回算定できる。
- 【重症化リスクの高い者】
- ①65歳以上②40歳以上65歳未満で重症化リスク因子（ワクチン未接種、ワクチン接種1回のみ、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、BMI30以上の肥満、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全）を複数保有③妊娠している
- ※5 県庁健康フォローアップ班からの依頼以外にも、患者から直接診療の求めがあった場合も交付金の対象となります。また、交付金を受けるためには診療・往診を実施した翌日までに県感染症対策推進課（FAX:058-272-8510）へ診察所見報告書の提出が必要になります。
- ※6 小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対し、SARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2抗原検出を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びにSARS-CoV-2抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できる。
- ※7 令和4年度診療報酬改定後、情報通信機器を用いた診療に掲げる施設基準を満たす届出をし、情報通信機器を用いて診療をした場合は251点を算定する。施設基準を届出せず電話や情報通信機器を用いた診療の場合は214点を引き続き算定する。

## 小児・乳幼児について

- 1：救急医療管理加算の算定に当たっては乳幼児加算（400点・6歳未満）、小児加算（200点・6歳以上15歳未満）が別に算定できる。
- 2：小児科外来診療料や小児かかりつけ診療料の包括算定する場合は、疑い患者検査時の鼻腔・咽頭拭い液採取料、疑い患者や陽性が判明した患者の処方箋料は算定できない。
- 3：陽性患者の外来診療の際、小児科外来診療料や小児かかりつけ診療料を届出ている場合はまず包括算定を行う。種々の加算については算定要件を満たせば加算可能であり、新型コロナウイルス感染症に対する医療であれば公費IIとなる。